

維新政府による公議政治と兵制策問

浅川 道夫

はじめに

維新政府とは、慶応三（一八六七）年十二月九日の「王政復古」を機に成立した、日本における中央政権を指す。この政権は、公議政体論を掲げた「朝藩体制」^①というべき性格を持ち、天皇を「同盟列藩の主」と位置づけ、「大日本」の総政治は内外の事共に皆同盟列藩の会議を経て後有司の奏する所を以て朕之を決す可し^②との施政方針を標榜したものだっただ点に特色がある。ここにいう公議政体論は、幕末維新の政権争奪過程を通じ「幕府の側からも、また反幕府の側からも、ともに国政の危機を打開し、克服するための新たな国家体制の指導原理」^③とされてきたものである。維新政府は列藩会議における「公論」尊重の姿勢を示すことによって、王政復古後も向背の定まらない諸藩の糾合を図り、戊辰戦争を足掛かりに全国政権としての地位を固めていくことになる。

（維新政府による公議政治と兵制策問（浅川））

三（一三五）

かくて維新政府は、「藩から施政についての参考意見を求めることによって、中央と藩との連絡を保つことを目的」⁽⁴⁾に、西欧の政治制度を形式的に模倣することを通じ、諸藩から選任された「貢士(のち公議人と改称)」によって構成される列藩会議の開設を目指した。こうした試みは、慶応四(一八六八)年三月十四日に発布された「五箇条御誓文」中の「広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」⁽⁵⁾という綱領に依拠しながら、太政官から下される議事策問に対して貢士が議案を答申する形の、一種の諮問機関として具体化された。当初「議政官下局」として開設された列藩会議は、「貢士対策所」から「公議所」へと改組され、版籍奉還後の「職員令」にもとづく官制改革を経て「集議院」となった。この間、府藩県三治制から府藩県三治一致制へ向けた体制改革によって、個別領有制にもとづく藩の独自性が希薄化すると、列藩会議の役割そのものが「公議に依拠して、輿論をこれに水路つけようとする政治指導の方式」⁽⁶⁾という色彩を強く打ち出すようになる。

本稿においては、維新政府が列藩会議に対しておこなった議事策問のうち、兵制に関するものに焦点を絞って諸藩からの答申を分析し、諸藩軍事力の統一的掌握と直轄軍編制に向けた輿論形成の過程を敷衍したい。なお本稿は、筆者が一九九六年に『政治経済史学』第三五六号へ発表した論文「維新政権下の議事機関にみる兵制論の位相」をベースに、その後の調査研究を通じて得た新たな知見を交えて成稿したものであることを付言しておく。

一、維新政府の政治体制

王政復古の政変により「撰閣幕府等廢絶」と「諸事 神武創業之始二原」づく政治体制の⁽⁷⁾変革を謳って成立した維

新政府は、「太政官始追々可被為興候間」^⑧の暫定措置として総裁・議定・参与からなる三職を設置し、新政府の施政を担当する太政官代と位置づけた。三職の人的構成をみると、総裁には有栖川熾仁親王、議定には五人の公家と薩州・土州・芸州・尾州・越前五藩の藩主、参与には五人の公家とこれら五藩の藩士三人ずつが「徴士」として任命されるというもので、これは朝廷とその藩屏たる有力諸侯を直結し、「縉紳武弁堂上地下之無別至当之公議ヲ竭」^⑨くすという、旧来の幕藩体制に代る新たな封建秩序を提示するものとなった。成立当初の維新政府は、討幕派と佐幕的公議政体派との雄藩連合的な妥協政権であつたが、慶応四年一月に勃発した鳥羽伏見の戦いにおいて、旧幕府とそれに連なる佐幕勢力が軍事的に敗退したことにより、討幕派政権としての立場が鮮明となった。

維新政府は同年一月七日、徳川慶喜に対する「追討令」を発し、続いて十日には徳川慶喜（前將軍）・松平容保（会津藩主）・松平定敬（桑名藩主）・松平頼聡（高松藩主）・久松定昭（伊予松山藩主）・板倉勝静（備中松山藩主）・大河内正質（大多喜藩主）らへの官位剥奪・京都藩邸没収といった「朝敵処分」をおこなつた。さらに一月十五日には、東久世通禧を勅使として兵庫に派遣し、各国公使あてに「国書」を以て王政復古を通告した。次いで日本の内戦に対する不介入要請が諸外国に申し入れられ、一月二十五日にイギリス・フランス・オランダ・アメリカ・イタリア・プロシヤ六か国代表が「局外中立宣言」を布告したことにより、維新政府は「交戦団体」という国際的な地位を獲得した。これについては、「中立の布告は、新政権にとつては、旧幕府と対等の地位を国際的に承認させたのにひきかえ、徳川政権にとつては、正当政府から交戦団体に格下げされた」^⑩との評価がなされている。

こうした政情を背景に維新政府は一月十七日、三職の下に外国・内国・会計・海陸軍・刑法・制度・神祇の七科を設けて職制の分科を明確にした。さらに徴士・貢士の制度が官制に具体化されると共に、上・下議事所が開設され、^⑪

列藩會議の体裁が整えられることとなった。また諸藩については、「大藩四十万石以上、中藩十万石以上三十九万石に至ル、小藩一万石以上九万石に至ル⁽¹²⁾」という形で、石高(草高)を基準とする区分が制度化され、従来の格式による序列が廃止された。なお徴士・貢士に関して、三職七科の官制の中では次のように規定されている。⁽¹³⁾

徴士、無定員

諸藩士、及ヒ都鄙有才ノ者、撰挙拔擢、参与職ニ任ス、下ノ議事所ニ在リ、則議事官タリ、又分課ニ因テ、其課ノ掛トナル者、其事ヲ専務ス、

撰挙ノ法、公議ニ採リ拔擢セラル、則徴士ニ命ス、在職四年ニシテ退ク、広ク賢才ニ讓ルヲ要トス、若其人、当器尚退クヘカラサル者ハ、又四年ヲ延ヘ、在職八年トス、衆議ニ執ルヘシ、

貢士、大藩二員、中藩二員、小藩一員

諸藩士、其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出者ヲ貢士トス、則議事ニ與リ、輿論公議ヲ執ルヲ旨トス、貢士、定員有テ年限ナシ、其主ノ進退スル所ニ任ス、又其人ノ才能ニ因テ、徴士ニ撰挙スヘシ、

次いで二月三日、職制が三職八局制に改組された際、徴士に関しては「参与職各局ノ判事ニ任ス、又其一官ヲ命シテ参与職ニ任セサル者アリ⁽¹⁴⁾」とされ、「議事官」ではなくなっている。さらに「自各藩、徴士被 仰付候者ハ、奉命、即日ヨリ朝臣ト相心得、勿論旧藩ニ全ク関係混合無之御趣意ニ候間、此旨厚相心得事⁽¹⁵⁾」との布達がなされたことにより、徴士は選出母体である諸藩から身分的に分離され、維新政府の官僚という地位に置かれることとなった。ま

た貢士についても、「輿論公議ヲ執り候 御趣意」にもとづき「国々国論ニモ可相代者人撰有之差出候」ことが達せられ、諸藩の意見を列藩会議に反映させるための代議人という役割が明確化された。しかしこの時期、東征の準備に奔走していた維新政府が、「下ノ議事所」において列藩会議を招集した形跡はない。現実問題として、東日本の諸藩はそのほとんどが未だ維新政府の施政下に入っておらず、公議政治を開催する政治的環境が整っていなかった。こうした状況の中、維新政府にとっては諸藩の恭順を進めて施政圏を拡大することが急務となっており、二月九日に「東征大総督」へと任ぜられた有栖川宮熾仁親王が、十五日には天皇から錦旗と節刀を授与されて即日征途に就くという慌ただしさで、京都から東征軍を進発させた。

東征軍の江戸入城に先立つ三月十四日、維新政府は「五箇条御誓文」を發布してその政治綱領を全国に示した。この布達は、誓文への署名を通じて恭順した諸藩に対し、朝廷との臣従関係（旧幕府に代る朝廷からの本領安堵）を確認して施政下に組み込むという、「朝藩体制」構築に向けた維新政府の政治姿勢を示すものでもあった。その後東征軍は、四月十一日の江戸城無血開城を経て江戸市中に進駐した。しかし彰義隊を結成した旧幕臣らが上野東叡山で氣勢を上げ、下野・房総方面では脱走した旧幕軍の武力抵抗が続くなど、維新政府は江戸および関東周辺の平定に多くの課題を抱えることとなった。こうした政情の下、維新政府は閏四月二十一日に「天下ノ権力、総テコレヲ太政官ニ帰ス」¹⁷旨を明記した「政体書」を發布し、日本における中央政権としての立場を内外に表明した。在日イギリス公使館の書記であったアーネスト・サトウ (Ernest Satow) は、この「政体書」を The June Constitution と呼んでおり、形式的に「アメリカの政治理論をトレースした」¹⁹官制を以て構成される、維新政府の基本法と認識していたことがうかがわれる。

もともと「政体書」における官制は、王政復古という大義名分の下、「令義解」や「職原抄」にもとづいて上古の官名を復活したものであったが、同時に「北米合衆国ノ制度ヲ漢訳シタ『聯邦史略』トイフ書物ヲ参考²⁰」としながら、『万国公法』や福沢諭吉の『西洋事情』を参酌²¹することを通じて創出されたものという、和洋折衷的な性格を有していた。ちなみに「政体」の称呼は、『聯邦史略』中の「迨乾隆之五十有二年載、政体乃定²²」という文言から採られたもので、英語の Constitution の漢訳、すなわち後世の「憲法」に相当する訳語といえる。なお「政体書」の起草にあたって参照された『聯邦史略』は、ブリッジメン (E.C.Bridgman) が著した米国史の漢訳本に箕作阮甫が訓点を施し、元治元（一八六四）年に日本で出版した和刻本である。前記の「乾隆五十二年」は西暦一八七八年に相当することから、「政体」はこの年に制定されたアメリカ合衆国憲法をさすものであることがわかる。このように、維新政府がアメリカの政治体制を「政体」の規範とした背景については、政体律令取調御用掛であった加藤弘之が『立憲政体略』の中で次のように述べている。²³

此政体（著者注・共和政体をさす）ヲ立ル国、多クハ元来自主ノ数邦ヲ合シテ一国トナセルモノナルカ故ニ、其数邦ハ上下同治ノ国ノ州県ノ如キ者ニアラス、各邦必ス亦政府アリテ邦内ノ政ハ都テ此政府ニテ施行シ、惟全国ニ関係スル事ハ全国ノ大政府ニテ施行ス、蓋シ封建ノ制ト大ニ相類スル所アリテ、大政府ハ朝廷ノ如ク、自主ノ各邦ハ諸侯ノ如シ、是故ニ封建ノ国ニテ立憲政体ヲ建テンニハ、上下同治ノ制度ヨリ、反リテ是政体ノ制度取ル所多カラシ

ともあれ、「五箇条御誓文」と「政体書」の発布によって示された維新政府の政治体制下においては、「地方ヲ分テ

府藩県ト為シ、府県ニ知事ヲ置キ、藩ハ姑ク其旧ニ仍ル⁽²⁴⁾として、封建的な個別領有権を基礎とする政治体、すなわち藩の存在が是認され、戊辰戦争を背景に「封建諸藩の一種の連邦⁽²⁵⁾」という形をとりながら、日本における統一国家形成が模索されることになる。

二、戊辰戦争期における兵制策問

維新政府は「政体書」において、「太政官ノ権力ヲ分ツテ立法、行政、司法ノ三権⁽²⁶⁾」とすることを明示した。立法府に相当するのは上下二局から構成される議政官であり、これは『聯邦史略』中の「凡立法権柄、総由国会 (Congress) 中、元老 (Senate) ・紳董 (Representatives) 両院司掌⁽²⁷⁾」という記載にもとづき、形式的にアメリカ連邦議会の上下両院になぞらえて開設されたものと思われる。列藩会議については、「各府、各藩、各県、皆貢士ヲ出シ、議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ、輿論公議ヲ執ル所以ナリ⁽²⁸⁾」として、議政官の下局という形で開設された。下局は「議長二人弁事兼之、議員貢士」から構成されるものだったが、その実質的役割は「議員承上局命所議⁽²⁹⁾」とあるように、上局からの下問に対して議案を答申する諮問機関であった。ちなみに下局が取扱うのは、「租税之章程 駅遞之章程 造貨幣 定権量 與外国結新約 内外通章程拓疆 宣戰講和 水陸捕拿 招兵聚糧 定兵賦 築城砦或武庫於藩地 彼藩與此争訟」などの議案とされた。⁽²⁹⁾ 上局からの下問は、閏四月二十五日の「徳川慶喜ノ処分、及ヒ其継嗣、秩禄ノ儀⁽³⁰⁾」に続いて、閏四月二十九日には次のような議事策問が示された。⁽³¹⁾

一 軍備ハ民安ヲ保ツ所以、兵制ヲ定メ海陸軍ヲ興ス術如何

一金穀ハ用度ノ第一庶政皆是ニ依テ拳ル、今日會計ノ道何ヲ以テ其処置アラン

一 東軍未成功人身猶危懼ヲ抱ク、不知何ヲ以テ勦滅鎮定其宜キヲ得ン

これらの下問に対する答申は五十八件が確認されており、⁽³²⁾その内訳は五十二藩から差し出された貢士によるもの五十七件と、「梅戸養元」名で出されたもの一件からなるものだった。このうち複数の貢士を有する大中藩(大藩三員・中藩二員)のうち、一藩で複数の答申を出したのは五藩十件、貢士の連名で一藩一件の答申としたのは五藩、貢士一名が答申一件を出したのは四藩であった。いうまでもなく、右の議事策問のうちの第一問が兵制に関するものであり、本稿ではこれに対する答申として提出された貢士意見書について考察する。ちなみにこの問題に関しては、見込なしとする答申が十件(宮津・三田・綾部・山家・上田・膳所・舞鶴・唐津・松嶺の諸藩貢士と梅田養元)、内容が観念的で具体性のない答申が二件(森・西大路藩の貢士)あった。

ここで貢士意見書の内容分析に立ち入る前に、当時の維新政府の下で軍事制度がどのような状況にあったのかを概観しておく必要がある。維新政府は戊辰戦争遂行にあたって、軍務を統括するための臨時官として東征大総督を任命し、諸藩から動員した士卒を主力としながら東征軍―官軍―を編成した。天皇から「征東軍務委任」の勅語と共に錦旗・節刀を下賜された東征大総督は、「朝敵征伐」⁽³³⁾という戦争目的の正当性を象徴する存在であり、官賊の名分を掲げて一八八藩に及ぶ諸藩の兵員十一万七千人余を動員した。⁽³⁴⁾また維新政府は、旧陸援隊士・高野山郷士・十津川郷士からなる親兵や、江戸入城後に旧幕府から接收した歩兵(仏式伝習隊)のほか、「陸軍編制法」にもとづいて新規編

制された「徴兵」隊など、総数三千人程度の直轄諸隊を有しており、その一部を東征に参加させた。⁽³⁵⁾ 東征大総督には天皇から兵馬大権が委任されることで、官軍を統率するための権威が付与されていたが、その実質的な統制力についてみると「総督府は用兵作戦の策案所であり、総督は、各藩主を通して指揮をとるにすぎ⁽³⁶⁾」ないという限界を有していた。こうした軍事力運用の実状について、山縣有朋は次のように回想している。⁽³⁷⁾

抑も当時の兵たるや、決して徴兵制度の後の兵の如きものに非ず。朝廷に直属するものとしては、御親兵と称する極々少数の応募徴兵に止まり、其他は悉く朝廷の命を奉じて諸藩より北越へ出張せしめたるものにて、是れら兵士の手当は勿論、弾薬糧食に至るまでも、総て其藩々に於て之を負担し、朝廷よりは参謀若くは軍監の如き、朝廷にて任命せられたる武官に手当を支給せらるるに過ぎず、従つて各藩皆な夫れ夫れの指揮役あり、之を統一して一定せる指揮命令の下に動かしむるが如き、今日より之を想像すれば、殆んど得て望む可からざることなり。唯薩と長とは、勤王討幕の率先者たるのみならず、その兵力も他の諸藩に比して、多数にして且つ練熟なりしを以て、自ら他藩の兵隊を指揮するの力あり、作戦計画は、常に薩長の会議所に於て決定せられ、総督府は西園寺卿の時にも勿論、仁和寺宮の時に於ても、殆んど会議所の報告を受くるに過ぎざりし状況なり。

貢士の意見書を見ると、「陸軍編制法」にもとづく諸藩からの兵員差出しと、維新政府直轄の陸軍編制に関するものが主な論点となっており、海軍については建艦や兵員素材の観点から意見を出したものが多かった。ただし大多数の藩の間では、軍事を「藩屏之任」とする観点から「諸藩二被 命各々之国力ニ随ヒ兵制ヲ定メ陸軍海軍ヲ編成シ警

衛征討其分ニ応シ出兵被 仰付候ハバ如何(丸岡藩貢士)」という認識が共有されていたようであり、「万乗之 主ハ何ソ諸藩ノ徴兵ヲ待タンヤ若非常ノ大挙アレハ速ニ諸侯伯ニ令シテ此ヲ制スヘシ(柳本藩貢士)」とか、「天下之諸侯其領国分限ニ応シ夫々ニ遠近軍役被仰付候ハバ自然之節之御軍備ニ足り可申(高田藩貢士)」といった、藩兵の存在意義を強調する意見が垣間見える。また、見込みなしの答申についても「小藩一國ノ霄壤ノ義更ニ管見モ相立不申候(舞鶴藩貢士)」とあるように、維新政府⇨朝廷の直轄兵制について、府藩県三治制下における藩という立場からの関与を避けたい姿勢を、消極的に示すものだった感が強い。

ここにいう「陸軍編制法」とは維新政府が閏四月二十日、諸藩に対し草高一万石に付十人(当分の内三人)の「徴兵」差出しと年額三百両の上納を命じた布令で、それらは「京畿ニ常備、九門及ヒ畿内要衝之固所其兵ヲ以テ警衛」するものとされた⁽³⁸⁾。また「徴兵」の服役期間は「三箇年ヲ以テ定限」とされ、「満十七八歳を二十五歳此迄強壯ノ者」を選定すべきことや、「当分ノ内小銃并要員蒲団」を持参すべきことが命じられていた⁽³⁹⁾。兵員差出の期限は五月一日とされ、この期間に召集された二十八藩の「徴兵」を以て、まず第一番から第六番に至る六隊の編制をみた⁽⁴⁰⁾。諸藩から差出された兵員は京都に到着すると、軍務官から「錦章及戎服」の下賜と「陸軍局法度」の申し渡しを受け、所属する藩ごとにそれぞれの番隊へ編入された⁽⁴¹⁾。兵員差出はその後も続き、九月には三十二番隊の編制が行われて兵数も二〇〇〇人程度に達した。これら「徴兵」隊は、九門七口・皇居・大宮御所・女御御方・桂離宮などの警備を主な任務としたが⁽⁴²⁾、第一・五・七・八・十二番隊は維新政府の直轄部隊として東征に参加した。

諸藩の貢士が「陸軍編制法」にもとづく徴兵に関して行った答申をみると、肯定的な意見を表明したものは十四件、反対意見は八件、ほかに「更ニ見込モ無御座候(三田藩貢士)」という形で意見表明を控えたものが三十六件あった。

肯定意見についてみると、「当時之徴兵至極時宜ヲ得候（人吉藩貢士）」とか「至当之儀と奉存候（金沢藩貢士）」といった積極的に賛成を示すものから、「一時之御権度（秋月藩貢士）」あるいは「不得止之一途（松江藩貢士）」として時限的措置とみるものまでかなりの振幅があるが、全体的に現状追認を基調とする内容にとどまるものだったことは否めない。また反対の立場を表明する答申には、「長毛兵士モ合集ニテ人情難團結（亀山藩貢士）」との意見をはじめとして、「陸軍編制トシテ万石十人ト御定メ被為遊候是藩屏ノ職掌ニ候得ハ別段於 朝廷御編制不被為遊トモ宜敷様奉存候（多度津藩貢士）」とか、「近日之万石三人之徴兵ニ至ては実ニ烏合之衆有事之日ニ当テ用立間敷ト不堪懸念ニ仰冀クハ諸国ヨリ未参著無之前廃止ニ相成度（島原藩貢士）」といった、「陸軍編制法」それ自体の撤廃を訴えるものがあった。他方、徴兵廃止の対案として「貢兵ヲ以テ 天朝守衛ノ兵（今治藩貢士）」とする意見や、「要衝ノ処へ新ニ土著兵ヲ置（津山藩貢士）」くことを説いたものもあり、戊辰戦争下における軍役の負担軽減という目論見が、諸藩の貢士意見書に反映されていた様子がうかがわれる。

戊辰戦争の後半期、三十番台まで編制されていた「徴兵」隊は、七箇大隊に改編されて京都に駐屯していたが、明治二（一八六九）年二月十日、「即今東北平定ニ付更ニ兵制御詮議振モ被為存候間一先帰休候様被仰付候事」⁴³が下令され、創設から十カ月余で解散されることとなった。こうした決定は、戊辰戦争の帰趨が明確化したことにより速成的な直轄部隊編制の必要性が低下する中で、凱旋兵の処遇という新たな問題に苦慮することとなった維新政府の立場と、相次ぐ軍役負担に「難渋（島原藩貢士）」する諸藩の輿論の相互作用がもたらした結果と考えられる。

続いて維新政府の直轄軍編制に関する答申をみると、これを「親兵・禁軍・禁衛兵」という形で朝廷の守衛にあたる部隊と捉える傾向が強く、内容的には「京師ニ被召置緩急ノ御用意（人吉藩貢士）」と位置づけ、「秩禄朝廷ヨリ被

下置洛中ニ屯集日々練兵専務（大聖寺藩貢士）」とする意見が目立った。兵員素材については、「陸軍編制法」にもとづく徴兵に「農兵（大村藩貢士）」や「郷兵（高遠藩貢士）」を加える意見、「貢兵（今治藩貢士）」という形で「諸藩ヨリ絶倫ノ士ヲ貢セシメ其地ニ於テ食邑ヲ給ヒ教練演武以不慮ニ備フ（小倉藩貢士）」とする意見、新たに「土兵（福知山藩貢士）」を召募して「耕墾ヲ勸メ糧食ヲ具シ杖械ヲ貯ヘ団練使ヲ置キ陣法ヲ教ヘテ海陸ノ軍備ニ充（津山藩貢士）」てるといふ意見があつた。反面、国家的規模での軍事力編制に言及した答申はなく、これは「国家觀念に先行して朝廷がもち出され、その核として天皇が強調される⁽⁴⁴⁾」という政治基盤（朝藩体制）に立脚する維新政府に対し、国家権力の下での軍事力統合に諸藩が賛意を有していないことを消極的に示すものでもあつた。

海軍については、幕末維新期の国際情勢を背景に「方今ノ急務（多度津藩貢士）」あるいは「軍備ハ第一海軍ヲ要務（館山藩貢士）」とする認識が高まっていたが、戦力の主体となる軍艦の購入や建造に莫大な費用と高度な技術を要するため、その整備を進めることは容易でなかつた。幕末期から海軍編制に着手していた福井藩の貢士意見書をみると、「海軍ノ儀ハ軍艦ヲ主ト仕候儀ニ御座候間先ツ諸州ニ命シテ軍艦製造ノ策ヲ御建被遊製造被 仰付候て其上諸藩船戦ニ達シ候者ニ因テ習鍊被 仰付候義ト奉存候」とある。軍艦に関しては、「五十万石以上ノ諸侯江御用弁ニ相成候御艦一艘宛当分借上（富山藩貢士）」とか、「廿万石一艘宛最蒸氣船緩急ニ応シ船将教頭水夫相揃調貢（小松藩貢士）」という形で大中藩に建造させる案のほか、「小諸侯ニ至テハ共和戮力一艘ヲ造作（田原藩貢士）」もしくは「其国力ニ從奉存候（大野藩貢士）」として技術教育の先行を提唱する答申があり、海軍編制にかかわる幕末以来の経験をもつ金沢藩では、次のような貢士意見書を提出している。⁽⁴⁵⁾

海軍之義ハ兵庫神戸ニ操練所御開創候て縉紳公卿方嫡庶子を始諸藩国臣之内ニ男三男并厄介之者迄も強壯之者御募り学生ニ被 仰付候段天下江御布告ニ相成右学生ハ 朝廷与御養候て運用測量諸術を始相学候様相成教師ハ諸藩国臣之内より熟練之者引上ケ又ハ西洋人共御雇候とも被成候て即今関東与御取上之船艦を以東西諸国江航行し實際之學習致し其内学業成就之者ハ其器ニ応し船将等ニも被 仰付候ハ数年を不出して海軍精練ニ至り可申と奉存候

なお海軍の兵員素材については、「陸軍編制法」を基準に「從沿海之藩泳游ニ長スルノ士ヲ出シ（柏原藩貢士）」これに充てるとする意見、同じく徴兵の四分の一を以て「海軍ト成ス（大村藩貢士）」とする意見のほか、「海岸工土著之兵ヲ被差置（人吉藩貢士）」とする意見や、「関西諸道ノ諸藩ニ詔シテ万石ニ五人ノ割合ヲ以テ海戦ニ熟練セシ精鋭強悍ノ兵ヲ貢セシメ是ヲ以テ海軍ト（今治藩貢士）」する意見が出されたが、どれも実効性のあるものではなかった。全般的に議政官下局における諸藩貢士の答申については、「貢士之选として各藩から出て来たのは、多くは二流三流の人物でしかも太平の打続きたる各藩は、何れも人材に乏しく、少しく書を読み論を戦はし得るものは、儒者系の讀書子に過ぎなかつたから、実務に迂く世情に明ならず、徒らに純理想の書生論で得意がつたものも多かつた」と評されておられ、維新政府の政策形成に反映されることなく終わつたものも少なくなかつた。

慶応四年五月二十四日、維新政府は「貢士対策規則」を公布して「貢士対策所」を開設し、当分の間「菊間邸」を議場として「毎月五日 十五日 廿五日」を貢士対策日に定め、諸藩貢士の出仕を下令した。⁴⁷ 対策の内容は「租税之章程。 馱運之章程。 造貨幣。 定権量。 與外国結新約内外通商章程。 拓疆。 宣戦講和。 水陸捕拿。 招兵聚糧。 定兵賦。 築城砦或武庫於藩地。 彼藩與此藩争訟」とされ、「順次ニ一条ツツ建築シテ、定日対策所へ持参」するものとされた。⁴⁸

これにより六月五日に租税之章程、同十五日に駄通之章程、同二十五日に衣服之制、七月五日に造貨幣対策、同二十五日に定権量対策についての策問が行われたが、八月一日には「議事之体裁御改正ニ付、毎月三次之対策被廢候事」⁴⁹が下令され、貢士対策所は閉鎖となった。この間、五月二十七日には従来の諸藩留守居役に代る「公務人」を新設し、貢士を以てこれに充てるものとした。この公務人に対しては、「国論ニ可代モノ勿論之儀ニ候得共 朝廷ニテハ公務人即貢士ニテ、其藩ニテハ可代国論職分タルヘシ」として「終始朝命ヲ奉シ、振起」する役割が課されていた。⁵⁰

次いで八月二十一日、公務人は「公議人」と改称され、「其職ハ即議員ニシテ 朝命ヲ奉承シ、藩情ヲ達スルヲ旨トス」べきものとなった。⁵¹さらに九月十九日には「議事体裁取調所」が開設され、十二月五日の布告で「東京旧姫路邸ヲ以、当分公議所ト御定相成、来春ヨリ開議致候」⁵²ことが通告されるとともに、同月十二日には「公議所法則案」が公布された。そして翌明治二年三月七日、公議人を議員とする「公議所」が開設される運びとなった。公議人は「各藩一人ツツ、執政参与之内ヨリ一名致撰挙可差出事」⁵³とされ、その資格についても「年齢二十五以上ノ者」で「在職ノ年限ヲ四年トシ、二年毎ニ其半数ヲ改選」⁵⁴するものと定められた。公議所は「毎月二七ノ日ヲ以テ、会議ノ定日」⁵⁵とし、議案は議長への書面提出を経て会議に上程され、採決は「議長諸議員ノ決答ヲ悉ク集メテ点檢シ、可トスル者五分三以上ナレバ、衆ニ告ケテ可ト決シ、直ニ 天裁ヲ乞フ」⁵⁶ものとされた。公議所に提出された議案は六十六件あり、三月七日から六月七日の三か月間に号外一件を含めて十九件の議案が審議に付され、うち九件が決議された。

兵制については、五月に提示された「御国体之儀ニ付問題四条」という策問に対する答議の中で論じられている。

廢藩による政治権力の統合を提唱した「御国制改正ノ議」においては、「両京ノ衛兵、府県ノ常備兵上士下士ヲシテ、之二充シムベキ事」や「要港へ、海軍局一ヶ所ヅツ、設クベキ事」といった意見がみえるが、国家的規模での軍事力創出には触れていない。中央政府の直轄軍に関しては、むしろ諸藩の存続を主張する「封建議」において、「文武ノ士ヲ高二応ジテ、貢出セシメ、朝臣トナシ、畿内ニ住セシメ、新衛兵トナス」という形で言及されている。各藩からは「諸藩ノ高二応ジ、土地ヲ献ゼシメ、海陸軍ノ備ヲ設事（館山藩公議人）」や、「陸軍ハ各藩、万石ニ五十人ノ定額ヲ立テ、官兵ト名ケ、各藩ニ予備シ、号令紀律一二 朝廷ノ制度ヲ受ケ、軍資ハ各藩ヨリ官へ貢出シ、官ヨリ之ヲ給シ、両京及ビ諸要地ノ戍兵等ニ、備ル事（柳川藩公議人）」、「藩主二十名ヅツ、石高二応ジ、兵員ヲ率ヒテ、年々両京へ更番スル事（福本藩公議人）」などの意見が出され、海軍についても「諸藩ヲ合シテ、軍艦ヲ備ヘシムル事（富山藩公議人）」といった提言が認められる。⁵⁹ 公議所における公議人からの答議は、一般的に実効性に乏しい内容が多く、維新政府の中では「公議府など無用之論多ク未今日之御国体ニハ適シ申ましく候」という形で、その存続に否定的な意見も囁かれるようになった。

三、版籍奉還後の兵制策問

明治二年一月二十日、版籍奉還の上表が薩長土肥四藩主の連名で差出されると、ほかの諸藩からもこれに追隨する形で同様の上表が提出された。朝廷はこれに対し、「東京御再幸之上会議ヲ経公論被為竭何分之 御沙汰可被為在候」として保留する態度をとったが、公議所における「御国体之儀ニ付問題四条」の策問を経た六月十七日、「深く⁶¹

時勢ヲ被為察広ク公議ヲ被為採政令帰一之思召ヲ以テ言上之通被聞食候⁶²との勅許を下し、上表を提出しなかつた諸藩へも版籍の奉還を命じた。これにより、個別領有制を背景に封建的な政治体として存立していた諸藩は、維新政府の下で国家を構成する地方行政体へ変容することとなり、封建領主であつた藩主も、それぞれの行政体を管掌する「知藩事」となつた。次いで七月八日には「職員令」にもとづく太政官官制の改革が行われ、藩の職制を府県に倣うものとして地方制度を一元化しようとする、府藩県三治一致に向けた施策が進められることとなつた。これにより府藩県三治制にもとづく封建制度は名目上解消されることとなつたが、旧藩主が知藩事の職を踏襲して自藩の内政に携わり、従来の主従関係に立脚した藩兵組織を保有するなど、諸藩が持つ私領としての性格を払拭することは出来なかつた。

この官制改革に伴つて公議所は「集議院」へと改組され、「広く衆議ヲ諮問シ国家治案ノ大基ヲ建タマフ御心ニ体シ奉リ億兆心力ヲ尽スノ場所⁶³」と定められた。議員は既存の公議人であり、その資格についても「公議所法則案」に示されたものと大差なかつたが、「議案ハ太政官ヨリ下スヘシ、当院ヨリ立ツル議案ハ太政官ニ白シテ公議ニ付スヘシ⁶⁴」として、集議院そのものが太政官管下の諮問機関に位置付けられることとなつた。集議院における会議は、明治二年と翌明治三(一八七〇)年の二度にわたつて開かれ、九件の議案が審議に付された。兵制にまつわる議案は、「海陸二軍興張策」と「海軍教場」に関するものの二件があり、本章ではそれらに対する諸藩公議人からの答議について考察する。海陸二軍の興張策については、明治二年九月十九日に太政官から集議院への下問があり、それは「海陸二軍ハ国家ノ重事方今ノ急務ナリ然ルニ兵制未タ立ス規律未タ定ラス軍艦銃器未タ充実ニ至ラス内外ノ守備俱ニ欠ク蓋シ騒乱ノ余用度ノ足ラサルニ依レリ而今二軍興張ノ策如何⁶⁵」というものであつた。これに対する審議は九月二十七

日、「御答議ヲ読上ル者二十人、討議スル者一人」によつて進められ、三十六件にわたる大意に関して二百二十六人が意見を表明している。⁶⁶ 答議大意の内容をみると、①海軍・陸軍何れの編制を急務とするか、②陸軍の兵式を何れの国の兵制に倣つて統一するか、③維新政府直轄軍の兵員素材を何処に求めるかの三点が、主な論点となつてゐる。

まず①の海陸軍何れの編制を優先するかに関しては、「陸軍ハ略備レリ、宜ク海軍ヲ急トスヘシ」あるいは「海軍尤モ急務ナリ」とする意見が最多で五十二人、「漸ヲ以テ海軍ヲ興張スル」という意見が三人、「海陸二軍ハ姑ク此迄ノ俣ニ差置」とする意見が一人であつた。答議に示された通り、諸藩公議人の意見は海軍編制を急務とするものが圧倒的多数で、「専ラ陸軍ヲ編制」すべきという意見を表明したのは一人にすぎなかつた。これは、佐幕勢力の武力平定から版籍奉還を経て維新政府の国内統治が安定したことにより、対内的軍備としての陸軍は一定の役割を果たしたという認識が公議人の間で共有され、対外的軍備としての海軍を整備することに輿論の関心が移つた結果であろう。これに伴い、海軍編制にあつては必須となる軍艦などの戦力整備が課題となり、諸藩の軍役という形でこれを賄おうとする意見が八十六人から出されている。その中には、「列藩ニ命シテ軍艦機械を備ヘシメ」という観点から、「百万石ニ軍艦一艘」あるいは「廿万石ニ一艘ヲ備シムヘシ」との意見があり、また「諸藩ヨリ其費用ヲ弁セシム」として「用度ハ諸税廿分一ヲ海軍ノ費ニ充ツヘシ」との意見もあつた。ほかに「農商ニ命シテ戦艦ヲ作ラシメ、事アルトキ徴シテ用フヘシ」として、商船を兼ねた軍艦の建造も提案されている。

次に②の兵式統一に関しては、海陸軍とも「英式ヲ用ユヘシ」とする意見が一人だつたのに対し、「陸軍ハ仏式、海軍ハ英式タルヘシ」とする意見は二十人あり、ほかに「英仏ノ中ヲ取捨シテ、皇国式トスヘシ」との意見が十八人、漠然と「西洋式」の摂取もしくは斟酌を説くものが十四人あつた。同時期における諸藩兵の間では、主に英蘭仏三カ

国の兵式が混在しており、明治三年の駒場野訓練に参加した五十九藩の藩兵と六隊の維新政府直轄部隊についてみると、英式三十六件・蘭式十二件・仏式十七件という状況だった。⁶⁷この集計を集議院における答議内容と照合してみると、諸藩公議人の意見は必ずしも各藩で採用されていた兵式を反映したものでなかったことが知られる。すなわち、英式兵制を採用している藩が過半数を占めるのに、答議の中でこれを主張する意見は一人しかいないこと。陸軍は仏式とする意見が四割近くあるのに、実際に仏式を採用している藩は二割半程度しかいないこと。諸藩において全く採用例のない「皇国式」について、三割以上の公議人が賛意を示していることなどである。

英式兵制については、これを推す薩摩藩と仏式を推す長州藩との間に意見対立があり、「薩摩では英吉利流を主張して譲らず、桐野利秋などは仏蘭西式の方でも百人の兵隊を出せ、俺の方からも百人出す、どちらが勝つか打ちあつて見ようまで怒つた」⁶⁸との逸話が知られている。戦法上の優劣から見ると、薩摩側が推す後装銃段階の英式と、長州側が推す前装施条銃段階の仏式では、英式の優位が明らかで、松代藩などの開明藩では「仏式兵制はもうふるい、薩長等では仏式を英式に改めている」⁶⁹等の認識がもたれていた。一方、多くの藩が採用していた英式は前装施条銃段階のもので、薩摩藩が首唱する英式とは装備や訓練の内容が異なっていた。同時期に諸藩が保有していた小銃についてみると、総計三十七万四〇二挺のうち前装施条銃が八割余の二十九万九二四八挺、後装銃が一割にも満たない二万九一九六挺⁷⁰で、後装銃段階の英式が採用された場合には、大幅な銃器の換装が諸藩に強いられることは必至だった。こうした銃器更新には多大の経費を要するため、諸藩公議人の答議では財政負担を回避する意味からも、英式採用に消極的になったものと思われる。

長州藩が推した仏式兵制については、旧幕府による仏式伝習を継承した前装施条銃段階のものだったことや、訓練

内容が蘭式兵制と類似していて転換が容易だったこと等により、多くの藩の賛意が得られたものと考えられる。ちなみに蘭式を採用していた諸藩は二割程度あったにもかかわらず、答議でその採用を主張する公議人は一人もなく、結果的にそれらの藩が仏式採用の支持に回ったものと思われる。なお後装銃段階の仏式兵制に関しては、関連する「仏国操典全部ヲ翻訳刊行」⁽⁷¹⁾した松代藩で採用されるにとどまっており、これに対応する後装銃（シャスポー銃）も諸藩の間で三百挺程度しか保有されていなかった⁽⁷²⁾。このため、当の松代藩においてさえ「銃器は皆開底銃を使用せしむる筈であつたけれども、不足の為に止むなく中短ミニエー銃を補充として使用」⁽⁷³⁾している状態だった。

十八人の公議人が賛意を示した「皇国式」についてみると、当時の日本には独自の兵制を創出し得るだけの軍事的基盤がなかったため、版籍奉還後の復古的思潮に迎合した守旧的兵制と位置付ける向きもあるが、現存する「皇式御流儀」の調練文書をみると、前装施条銃段階の英式兵制とほとんど同一の内容だったことが知られる⁽⁷⁴⁾。前装施条銃段階の教範を比較してみると、英式は仏式・蘭式と訓練内容に多くの異同があり、英式を採用していた諸藩では、蘭式を採用していた諸藩のような仏式への転換が困難だった。かくて薩摩藩の首唱する後装銃段階の英式とは異なり、前装施条銃段階の仏式とも内容を異にする観点から、「英仏ノ中ヲ取捨」するという建前で提唱されたのが皇国式であつたと考えられ、結果的に前装施条銃段階の英式兵制を採用していた諸藩がこれに賛意を示したものと思われる。

維新政府の直轄軍編制にあたって兵員素材を何処に求めるかという⁽⁷⁵⁾の課題については、「兵員ヲ諸藩ヨリ貢出セシメ」という意見に賛同する公議人が圧倒的多数の六十一人を占め、「諸藩ノ実高ヲ検シテ、兵賦ヲ出サシム」との施策、すなわち石高に応じた藩兵差出がほぼ共通の認識となっていた。これに対して「兵農ヲ一二帰シ、海内皆兵ト為スヘシ」とする意見に賛意を示した公議人は十六人に過ぎず、大村益次郎らが構想していた徴兵制採用は少数派

意見にとどまっていた。なお各藩の常備兵についてみると、「陸軍八万石百人ト定メ」る意見に賛同する公議人が二十人あり、この答議を踏まえて立案された「兵部省前途之大綱」の中で、維新政府は諸藩に対し「一万石凡百人ノ兵士ヲ養⁽⁷⁵⁾」うという指針を示している。

兵制策問に対する公議人からの答議をみると、海軍編制の優先・英式兵制による海軍整備・藩兵に基盤を置く直轄軍編制など、陸軍を仏式兵制とすること以外の諸案件に関して、大久保利通ら薩摩藩の主張に諸藩の支持が集まるものとなった。同時期の維新政府内部では、徴兵制の採用に向けた大村益次郎・木戸孝允らの建軍構想と、諸藩兵の存在を前提に直轄軍編制を実現しようとする大久保利通・岩倉具視らの構想とが対立しており、今回の兵制策問それぞれ、大村が刺客に襲われて重傷を負うという事態を受けて、大久保のイニシアチブで発議されたものといわれる。大久保自身、答議の結果について「近来ハ基則モ大ニ改革シ少ハ実論ニ帰着イタシ追々之処ハ随分有益相成可申候⁽⁷⁶⁾」と評しており、公議を通じ「諸藩の意見が大村構想と異なるものであることを示⁽⁷⁷⁾」すという点で意を得た感があった。明治二年十一月二十四日、維新政府は集議院における答議を踏まえて次のような「兵部省前途之大綱」を布達し、兵制問題に関する当面の指針を示した。⁽⁷⁸⁾

皇国兵式一定之儀ハ可論シテ急速難被行是レヲ一定セント欲セハ第一其師範タルヘキ人才無之テハ幾千人ノ嚮導指揮難届因テ其人才ヲ取立候ニハ学校ヲ開キ兵術学業其根元ヨリ為学得候事肝要也

但即今語学所其一ニ候得ハ猶會計ノ目途ヲ立盛大ニ開業為致度事

一陸軍ハ仏式ヲ以一般ノ式相立候見込ニテ即今於大阪取立候得共学校等ヨリ人才出来候上何レ皇国ノ兵式別ニ相立

候事

一藩々士族卒族禄扶持至当ニ相擬シ一万石凡百人ノ兵士ヲ養ヒ五十人他ノ衛戍ニ備ヘ五十人藩屏ノ防キニ備ヘ置尤時変ハ此例ニアラス

但此百人ハ現在ニテ言フ精ノ精ヲ選ハ百ニ充サルヘシ且大隊司令藩ヨリ人撰申出ニ随ヒ位階等宣下ノ事

一三都其他辺境戍兵万石五十人ヲ以諸藩交番規則相立度事

一海軍創立是又学校ヲ建人才取立度事

但即今於築地学校取立候得共会計ノ目途ヲ立候上外国人等相雇諸藩士ノ内ヨリ人員ヲ定メ生徒差出サセ候事

右之大綱追々盛大ニ致シ候儀ハ第一米金ノ多少不相計テハ不相叶儀故兵部省ヘハ一年ノ米金若干ト申事御定相成度事

この「大綱」は、各藩がそれぞれ個別的に軍事力を保持することを前提に、指揮官教育や兵式統一などに関する兵部省からの指導を通じ、諸藩兵を維新政府が統括していくことを企図したもので、併せて諸藩の軍役により中央政府直轄軍を編制して行こうとするものでもあった。また、大村の死去（明治二年十一月五日）という情勢急変を背景に、維新政府の中で燻っていた建軍構想の対立を、公議輿論という大義名分の下に弥縫するものとなった側面も見逃せない。かくて維新政府による諸藩軍事力の統一的掌握は、明治三（一八七〇）年中に発せられた一連の施策によって進められることとなった。

一方集議院では「大綱」発布の前日、海軍教場開設に関する答議を促すべく「海軍急務ノ由衆議ノ趣被 聴召候、方今用度多端ノ場合ニ有之、且人才最モ急務ニ候得ハ、先海軍教場ヨリ可被為開 叡慮ニ候、就テハ規模方略等熟議

ノ上、一定ノ見込モ候ハ、可申上候事⁷⁹との策問を發し、これに対する答議が明治二年十二月二日に行われた。答議大意をみると、「外国人ヲ雇ヒ伝習スヘシ」との意見に賛同する公議人が最多の百十五人、そのうち十九人は「英人ヲ雇フベシ」との提案を支持している。また「旧幕臣ノ中ニ、用ユヘキ者アラン」とする意見に七十九人、「箱館降服人ヲ寛典ニ処シ、之ヲ用ヒテ罪ヲ購ハシムヘシ」との意見に三十二人が賛意を示しているのが興味深い。生徒については、「藩ヨリ生徒ヲ徴スヘシ」とする意見に四十九人、「留学生ヲ遣スヘシ」とする意見に三十九人が賛同しており、「運送貿易ニ船ヲ用ヒテ、習練セシムヘシ」とする意見にも六人の賛意が示されている。教場を開設する場所については、東京(三十一人)・摂海(三十人)・函館(二十四人)・長崎横浜新潟(十七人)・羽田江島(五人)・浦賀(一人)の順で支持があった。

維新政府の「海軍操練所」は、この答議に先立つ九月十八日に東京築地の旧広島藩邸に開設されており、諸藩から派遣される貢進生(大藩五人・中藩四人・小藩三人)と自費通学生の入校が進められていた。その後、明治三年十一月五日の「海軍兵学寮」への改組を経て、教官への旧幕臣登用・英人教官の雇入れ・英米二カ国への留学生派遣といった案件が実現され、維新政府は海軍士官教育のための諸制度を整備して行くことになる。

おわりに

明治二年九月七日(十二月二十七日)と、明治三年五月二十八日(九月十日)の二回にわたって開院された集議院は、明治四(一八七二)年七月の廢藩置県により、維新政府が策問という形で施政を諸藩の輿論に諮ろうとした、「公議政

「治」における議事機関としての役割を喪失することとなった。集議院それ自体は、同年七月二十九日に発布された「太政官職制」により左院の下部組織に組み込まれ、明治六（一八七三）年六月二十四日に廃止されるまで存続したが、公議政体を構成していた藩という個別的主体が廃藩置県を経て解体されたことにより、その機能は大きく変容していた。こうした議事機関の推移について、『自由党史』は次のように論じている。⁸⁰

公議所既に変じて集議院となり、其の公論採択の主旨に至ては、毫も改易する所なきが如しと雖も、然れども仔細に検討すれば、議政官の廃止と俱に、議政権は既に委縮し、行政の威力徒らに強大となれるの傾きあり、何となれば集議院は其名目に於て公議所の後を襲へりと雖も、其議決の採否如何は、行政官の任意に存じ、復た前日の議政官の権力超絶するの比にあらざればなり。是れも亦た新政府に於ける公議採択の衰漸に就く一兆なり。

斯の如く集議院は、実に各藩を代表すべき藩選議院として、議権狹隘を極め、定制粗笨に病み、遂に能く儼然として、他の司法、行政に対する立法院を以て自命するを得ず、公議を経始し、憲政の藍本を後日に留むるの功は、終に其の期し得る所に非ざりしなり。而かも集議院も亦明治四年八月十四日、左院の設け成りたるによりて、遂に廢龕に歸せり。

王政復古から廢藩置県までのいわゆる「朝藩体制」下における維新政府の建軍構想は、諸藩の輿論と藩兵の存在を踏まえ、「海陸一本立てで、しかも海軍を先に立てている」⁸¹形となった。海軍優先の施策がとられたのは、国家主権の下での対外的軍事力という存在意義が早くから認識されていたことによるもので、明治三年五月の兵部省による建

白「海軍ヲ創立スヘキ件」には、「海軍ハ編制一致ニ歸シ施行一途ニ出テテ全力一団ヲ成ニ非サレハ外寇ヲ防禦シ全
国ヲ保護スヘキ強力ヲ整備スル能ワス因テ以来海軍ノ儀ハ都テ 朝廷ニ於テ開カセラレ諸藩ハ石高二応シ相当ノ軍賦
ヲ納ムルノ法ヲ立ツヘシ」⁽⁸²⁾との方針が示されている。ちなみに「石高二応シ相当ノ軍賦ヲ納ムルノ法」については、
同年九月二十五日に公布された「藩制」により、現石の九%と規定された海陸軍資のうち、「其半ヲ海軍資トシテ官
ニ納メ」⁽⁸³⁾るものとされた。

諸藩の保有する陸軍兵力の統括（全国軍制化）については、「兵制ハ天下一途ニ無之而ハ不相叶」との観点から明治
三年二月二十日に「常備編隊規則」⁽⁸⁴⁾を發布し、基幹兵種となる歩兵を草高一万石に付一小隊の割合で編成すること、
兵士の年齢を十八〜三十七歳とし、士族と卒族以外からは取立てないこと、兵式は当面各藩が従来採用していたもの
を用いること等が下令された。さらに前記「藩制」にもとづき現石の四・五%を「陸軍資」⁽⁸⁵⁾とするほか、九月二十九
日に「現米一万石二付」⁽⁸⁶⁾兵員六十人（一小隊）とすることが下達されており、十月二十日には「海軍ハ英吉利式、陸
軍ハ仏蘭西式」⁽⁸⁷⁾とする兵式統一の布告が、また閏十月二十日には各藩の石高に応じた大阪兵学寮への生徒差出命令が
発せられた。次いで「各藩常備編制法」⁽⁸⁸⁾が十二月二十二日に布告され、朝廷官位と相関する諸藩兵の階級統一が行わ
れた。

一方、維新政府直轄の陸軍に関しては、明治三年十一月十三日に布告された「徴兵規則」⁽⁸⁹⁾にもとづく士庶混在の辛
未徴兵と、翌明治四年二月二十二日に下令された鹿児島・山口・高知三藩の献兵による御親兵⁽⁹⁰⁾という、相反した建軍
構想にもとづいて編制された部隊が大阪と東京に併存する形となった。さらに戊辰戦争を経て兵部省の管下に入った
六個大隊と三個遊軍隊からなる直轄諸隊も存在しており、⁽⁹¹⁾それらを改廃・止揚していくことが廢藩置県後の国軍（鎮

台兵と近衛兵) 建設に向けた課題となる。

註

- (1) 福島正夫『地租改正』(吉川弘文館、一九六八年) 五七頁。
- (2) 指原安三編『明治政史 第一冊』(富山房、一八九三年) 五三～五四頁。
- (3) 衆議院・参議院編『議會制度百年史 議會制度編』(大蔵省印刷局、一九九〇年) 二頁。
- (4) 内田健三編『日本議會史1』(第一法規、一九九一年) 八頁。
- (5) 内閣官房局編『法令全書 第一卷』(原書房、一九七四年) 六四頁。
- (6) 井上勲『王政復古』(中央公論社、一九九一年) 四八頁。
- (7) 内閣官房局編『法令全書 第一卷』 六頁。
- (8) 同右、六頁。
- (9) 同右、六頁。
- (10) 石井孝『増訂 明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、一九六六年) 七八二～七八三頁。
- (11) 文部省編『維新史 第五卷』(文部省、一九四一年) 五二一～五二二頁。
- (12) 太政官編『復古記 第一冊』(内外書籍、一九三〇年) 六〇八頁。
- (13) 同右、六〇八頁。
- (14) 『太政官日誌 第二』(橋本博編『改訂 維新日誌 第一卷』名著刊行会、一九六六年) 三頁。
- (15) 太政官編『復古記 第二冊』三三二頁。
- (16) 同右、二五二頁。
- (17) 太政官編『復古記 第四冊』六八二頁。
- (18) Ernest Satow, *A Diplomat in Japan* (London : Seeley, Service, 1921), p.377.

(維新政府による公議政治と兵制策問 (淺川)

- (19) Ibid, p.381.
- (20) 福岡孝弟「五箇条御誓文ト政体書ノ由来ニ就イテ」(国家学会編『明治憲政経済史論』有斐閣、一九一九年) 四四頁。
- (21) 稲田正次『明治憲法成立史 上巻』(有斐閣、一九六〇年) 二二一～三四頁。
- (22) 馬邦裨治撰述、箕作阮甫訓点『聯邦史略 上巻』(江島館、一八六四年) 二五丁。
- (23) 加藤弘之『立憲政体略』(上州屋惣七、一八六八年) 一七丁。
- (24) 東京大学史料編纂所蔵版『明治史要』(東京大学出版会、一九六六年) 五四頁。
- (25) 井上清『日本近代史 上巻』(合同出版社、一九五九年) 四四頁。
- (26) 太政官編『復古記 第四冊』六八二頁。
- (27) 馬邦裨治『聯邦史略 上巻』二五丁。
- (28) 太政官編『復古記 第四冊』六八三頁。
- (29) 同右、六八三～六八四頁。
- (30) 同右、八頁。
- (31) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』(原書房、一九七七年) 六頁。
- (32) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書 下巻』(早稲田大学社会科学研究所、一九六五年) 九～八三頁。以下、本稿で引用する「貢士意見書 明治元年五月」の内容は、全て同書からの引用であり、各々その藩名のみを記す。
- (33) 陸軍省編『明治天皇御伝記史料 明治軍事史 上巻』(原書房、一九六六年) 六頁。
- (34) 「各藩戦功録」(国立公文書館所蔵)。
- (35) これら諸隊については、淺川道夫『明治維新と陸軍創設』(錦正社、二〇一三年) 九～一七頁を参照のこと。
- (36) 松下芳夫『明治の軍隊』(至文堂、一九六三年) 八頁。
- (37) 山縣有朋『越の山風』(東京書房、一九三九年) 一三二～一三三頁。
- (38) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』五頁。

- (39) 同右、五～六頁。
- (40) 桜井忠温編『国防大事典』(国書刊行会、一九七八年)四一六頁。
- (41) 「長野県史料 十一 旧松代藩兵制」(国立公文書館蔵)。
- (42) 太政官編『復古記 第七冊』五一五・七九二頁。
- (43) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』一五頁。
- (44) 田中彰『体系・日本歴史5 明治国家』(日本評論社、一九六七年)一〇九頁。
- (45) 「(四二) 永山平太意見書」(早稲田大学社会科学研究所『中御門家文書 下巻』)五八頁。
- (46) 尾佐竹猛『維新前後における立憲思想』(文化生活研究会、一九二五年)四一四頁。
- (47) 「公議所日誌 前編上」(明治文化研究会編『明治文化全集 第四卷 憲政篇』日本評論社、一九二八年)一二八頁。
- (48) 同右、一二～一二八頁。
- (49) 同右、一二九頁。
- (50) 同右、一二七頁。
- (51) 同右、一二九頁。
- (52) 「公議所日誌 前編下」同右、一三二頁。
- (53) 内閣官房局編『法令全書 第一卷』三九〇頁。
- (54) 「公議所法則案」(明治文化研究会編『明治文化全集 第四卷 憲政篇』)三頁。
- (55) 同右、三頁。
- (56) 同右、三頁。
- (57) 「公議所日誌 第十二」(明治文化研究会編『明治文化全集 第四卷 憲政篇』)六四頁。
- (58) 同右、六四頁。
- (59) 同右、六六頁。

- (60) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』(東京大学出版会、一九六七年) 一九七頁。
- (61) 内閣官房局編『法令全書 第二卷』四二頁。
- (62) 同右、二二二頁。
- (63) 「集議院規則」(指原『明治政史 第一冊』) 二五〇頁。
- (64) 同右、二五〇頁。
- (65) 内閣官房局編『法規分類大全45 兵制門(一)』一八頁。
- (66) 「集議院日誌 第三」(明治文化研究会編『明治文化全集 第四卷 憲政篇』) 一七八〜一八一頁。以下、本文中引用する諸藩公議人の意見については、すべて同史料を典拠とする。
- (67) 『明治二年 駒場野聯隊大練記』(復刻私家版、一九三七年)。
- (68) 横瀬夜雨『維新の逸話 太政官時代』(人物往来社、一九六八年) 一二六頁。
- (69) 大平喜間太「松代藩兵制士官学校」(松代小学校編『松代藩学校沿革史』松代小学校、一九五三年) 四三頁。
- (70) 南坊平造「明治維新全国諸藩の銃砲戦力」(『軍事史学』第十三卷第一号、一九七七年六月) 一〇二頁。
- (71) 「陸軍教育史 明治別記 第一卷稿」(防衛研究所図書館蔵)。
- (72) 陸軍省調製『兵器沿革史 第一輯』(陸軍省、一九一三年) 六一頁。
- (73) 大平喜間太『松代町史 上巻』(松代町役場、一九二九年) 六七二頁。
- (74) 「皇式御流儀 生兵教練号令詞」(写本、明治二年)。
- 同文書の内容を見ると、幕末に蘭語の *Hoofd* = *Rechts* を翻訳・成立していた「頭||右」の号令が、英語の *Eyes Right* を直訳した「目右二準」という英式教範そのままの形で使われているなど、赤松小三郎・浅津富之助訳『英国歩兵練法』(下曾根稽古場蔵版、一八六五年) もしくは赤松小三郎訳『重訂英国歩兵練法』(薩摩藩蔵版、一八六七年) を元本にしていたことが知られる。
- (75) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』一三三頁。

- (76) 日本史籍協会編『大久保利通文書 三』二八八頁。
- (77) 篠原宏『陸軍創設史』(リプロポト、一九八三年)二八八頁。
- (78) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』一三三〜二四頁。
- (79) 『集議院日誌 第七』(明治文化研究会編『明治文化全集 第四卷 憲政篇』)一九五頁。
- (80) 宇田友猪・和田三郎編『自由党史 上巻』(五車楼、一九一〇年)三三二頁。
- (81) 防衛庁防衛研究所戦史部『戦史叢書99 陸軍軍戦備』(朝雲新聞社、一九七九年)四頁。
- (82) 海軍省編『海軍制度沿革 巻二』(海軍大臣官房、一九四一年)四〇頁。
- (83) 指原『明治政史 第二冊』二七三頁。
- (84) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』二二五頁。
歩兵隊の編制規模については「六十名ヲ以テ一小隊、二小隊ヲ以テ一中隊、五中隊ヲ以テ一大隊」、砲兵については「砲二門ヲ以テ一分隊、三分隊ヲ以テ一隊」とすることが定められていた。
- (85) 指原『明治政史 第二冊』二七三頁。
- (86) 内閣記録局編『法規分類大全45 兵制門(一)』三三二頁。
- (87) 同右、三二二頁。
- (88) 同右、三四頁。
- (89) 辛未徴兵の編制経緯については、拙稿「辛未徴兵に関する一研究」(『軍事史学』第三十二卷第一号、一九九六年六月)を参照。
- (90) 御親兵の編制構想については、山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」(国家学会編『明治憲政経済史論』三七九〜三八〇頁)を参照。
- (91) これら直轄諸隊は、次のような兵員素材によって編制されたものだった。
第一大隊・第二大隊 十津川郷士、諸藩の浪士など

第三大隊・第四大隊 旧幕府歩兵(仏式伝習隊)

第五大隊 旧田安兵

第六大隊 旧一橋兵

第一遊軍隊 旧徵兵七番隊(赤報隊)

第二遊軍隊 旧二番親兵(黒谷浪士隊)

第三遊軍隊 旧水原県兵(北辰・金革・居之隊)